

# kintone版生活保護業務アプリ開発業務に関する受託事業者の公募について (プロポーザル参加者募集要項)

京都市保健福祉局  
福祉のまちづくり推進室

kintone版生活保護業務アプリ開発業務に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

## 1 業務の目的

本市が行う生活保護業務のうち訪問調査活動の進行管理等について、kintoneを活用してデジタル化することにより、紙資料の削減や事務の効率化を図るとともに、生活保護受給世帯から提出される収入申告書や資産申告書等について、kintoneを活用することにより、電子申告を推進する。

## 2 業務の内容

### (1) 件名

kintone版生活保護業務アプリ開発業務

### (2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (3) 契約内容

別紙1「kintone版生活保護業務アプリ開発業務プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 契約金額の上限

金 11,807,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 プロポーザルの参加資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする（複数の法人が事業実施のために形成した連合体を含む。）。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）であること。なお、競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。
- (3) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (4) サイボウズ株式会社のオフィシャルパートナー企業であり、かつkintone認定アソ

シエイト資格者が在籍していること。

(5) 令和3年度以降、本業務と同種又は類似業務を行った実績を有すること。

**【同種業務】**

以下のどちらかも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・ 地方自治体におけるkintoneを活用した電子申請受付システムの構築
- ・ 地方自治体における庁内業務の可視化・迅速化を目的としたkintone導入

**【類似業務】**

以下のどちらかも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・ ローコード／ノーコードツールを用いた申請受付システムの構築
- ・ 業務の電子化、情報共有を目的としたシステムの導入

## 5 応募手続

### (1) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 会社概要（様式2）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者について会社概要を提出すること。

③ 参加資格証明書類

ア 競争入札参加有資格者でない場合は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有することを証する書類

イ 「4 プロポーザルの参加資格」(3)、(4)を証する書類（写し）

ウ 類似業務に係る実績調書（様式3）

「4 プロポーザルの参加資格」(5)を証するため、本業務と同種又は類似する業務の実績について記載するとともに、契約書や成果物等の参考資料を添付すること。

④ 企画提案書（様式自由）

仕様書及び「7 受託候補者の選定に関する審査」の審査基準の内容を踏まえ、簡潔にまとめること。

⑤ 見積書（別紙4）

仕様書に記載の内容を踏まえ、本業務に係る見積書（別紙4）及び見積内訳書（様式自由。個別の業務ごとの単価が分かるもの）を提出すること。

### (2) 提出部数

1部。

### (3) 提出方法

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室適正化担当（担当：河目、長瀬。電話075-222-3535）宛てに電子メールで提出すること。送信後は必ず電話にて着信確認を行うこと。

<提出先メールアドレス>

chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

### (4) 提出期限

令和8年6月18日（木）午後5時（必着）

## (5) 注意事項

- ・ この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 全ての提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・ 全ての提出書類は返却しない。
- ・ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- ・ 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ・ 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ・ 提出書類の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- ・ 提出書類が次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する様式又は記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

- ・ 仕様書に記載された内容について実現できない点がある場合には代替案を、利便性、効率性、安全性等を向上させる提案がある場合はその内容を記載すること。
- ・ 提出書類に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担で行うこととするので、本市の趣旨を十分に理解したうえで提案すること。
- ・ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 6 本件に対する質問期限及び回答

### (1) 質問期限

令和8年6月11日（木）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

### (2) 質問方法

- ・ 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室適正化担当（担当：河目、長瀬。電話075-222-3535）宛てに電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする）、送信後、電話にて質問を本市が受領したか確認すること。
- ・ 面談又は電話での質問は一切受け付けない。
- ・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

### (2) 回答日及び回答方法

令和8年6月15日（月）を目途に京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

## 7 受託候補者の選定に関する審査

### (1) 受託候補者の選定方法

各種必要書類の提出期限後、プレゼンテーションは実施せず、受託候補者選定審査員（保健福祉局福祉のまちづくり推進室保護課長、同室適正化係長、同室担当係長、同室適正化担当係員の4名）が、提出書類を基に審査を行い、最も高い評価を得た提案を行った者を、受託候補者として選定する。

なお、合計点が同点となり、最も高い団体が2者以上いる場合は、見積価格の最も低い事業者を受託候補者として選定する。1者のみの応募であった場合も評価点が60点以上であれば、受託候補者として選定する。

### (2) 審査基準

別紙2「提案内容評価要領」のとおりとする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月25日（木）までに電子メールにより通知するとともに、京都市公式ホームページ「京都市情報館」において応募事業者名及び評価点を公表する。

## 8 契約手続

選定された受託候補者が本プロポーザルで提示した内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行う。

## 9 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室適正化担当（河目、長瀬）

電話：075-222-3535

FAX：075-256-4652

メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

### <参考>プロポーザルスケジュール

令和8年6月 4日（木）	プロポーザル公表
同月11日（木）	質問受付期限（午後5時必着）
同月15日（月）	質問内容及び回答の公表期限
同月18日（木）	資料提出期限（午後5時必着）
同月25日（木）	受託候補者の決定及び審査結果の通知